

年金受給権者の再就職について

老齢厚生年金・障害厚生年金および共済年金の受給権者が再就職したときは、下記届出が必要です。

● 公務員(フルタイム再任用職員を含む)として再就職した場合

「年金受給権者再就職届書(組合員用)」が必要です。

※引き続き組合員(公務員)となった場合を除きます。

● 公務員(短時間再任用職員)、民間会社や 私立学校共済の教職員等に再就職した場合

届出は不要です。

● 国会議員・地方議会議員に就任した場合

「国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止(解除)届」が必要です。



お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307